

# 近現代中国における「正しい」葬儀の 形成と揺らぎ——二つの「聖なる天蓋」とその後の展開——

田村和彦



## はじめに

近代国家の多くが、その形成過程で脱宗教形式の葬儀を模索したことはよく知られている。中国においても、科学与宗教、あるいは迷信という対立構造を編成して、文明的なそれへと葬儀の改革にあたってきた過程がある。とくに、民国時期の、一部の知識人のあいだで展開された儒教批判と、一連の改革案については、しばしば言及されたきた。その後、社会主義国家が成立した現代中国においては、「科学的」「文明的」な葬儀が広く普及することにな

り、中国における一般的な葬儀となっている。

現在では、この、新しい遺体処理と死者の社会的布置をめぐる改革（以下、葬儀改革と表記。原語では「殯葬改革」）には、一般的に六つの原則があるとされている。一つ目は「改革原則」とよばれ、中国の葬儀には「遅れた」要素が多くあると認識し、それを改革する必要を訴える、改革目的に関するものである。二つ目は「火葬原則」であり、経済的で、簡易で、土地を占有せず、木材を浪費せず、環境を汚染しない火葬の優位性に基づき、土葬を改革するとされる。三つ目は「薄葬原則」であり、葬儀を簡易なものとし、経済的な負担を軽減し浪費を抑え、死後ではなく

生前の老人への待遇を向上させることを重視する。四つ目は、「文明原則」と呼ばれ、科学的で文明的で時代の精神に合致する質素な葬儀を定着させる。五つ目は、「地域事情原則」である、過去の政治運動形式による急進的かつ全国一律の改革ではなく、火葬を義務付ける「火葬区」と、設備が整わない地域に暫定的に土葬を認める「土葬改革区」を設けるなど、地域の実情に合った改革を進めることを目指す。最後に、「継承原則」があり、哀悼の感情など中国の優れた葬儀文化の要素を継承し、葬儀の簡易化など海外の優れた要素を吸収して、将来必要とされる新たな葬儀文化を形成するというものである。

このうち、葬儀のあり方に直接かかわりがある項目は、火葬の推進と、公共墓地の建設、葬儀方法の変革（「喪俗改革」と呼ばれる）が、葬儀改革の基本的な三つの柱とみてよい。この三つの柱のうち、火葬については、とくに注目を集め、多くのすぐれた先行研究の蓄積がある分野になっている。その理由として、葬儀改革の成果を、火葬率をもって表現することからもわかるように中国政府自身がこの一連の改革の成果として強調してきたことを指摘できる。先行する諸研究においても、火葬の実施は、儒教的論理に支えられた旧慣とは正反対の方向性をもつことから、人々の意識への共産党革命の浸透をはかる一つの指標としてしばしば考えられてきた傾向がある [Whyte and

Parish 1984; Jankowiak 1993 など]。

他方、葬儀の形式、すなわち死者への儀礼については、民族誌や報告のなかで繰り返し触れられてきたにもかかわらず、意外にも先行研究は決して多くはない。例外として、中国における標準的儀式構造を検討したワトソンの挑戦的な論考があるが、分析対象は「帝政後期」とされており、現在の代表的な中国の葬儀形式とは大きく異なっている [ワトソン 1994]。そこで、本稿では、十分に着目されていなかった喪俗改革の展開と問題を考察することで、先行研究を補完しつつ、それらがどのように関連するのかを検討する。

通説として、現在中国の都市部を中心に展開する葬儀の形式は、西洋の知識が大量に流入し、国民国家形成の時期となつた中華民国期に、知識人階層を主体とした封建迷信や宗教的な儀礼からの脱却、科学的民主的な社会形成のなかで新しい葬儀形態が形成され、中華人民共和国期にその無神論的形式が新政権の方向と合致したために広く普及した、とされる。すなわち、中華民国期に脱宗教化が起こり、従来の葬儀に代わるものとして新たな葬儀形式が普及したとする、宗教（この場合は礼教）要素の有無を基準とした見解である。しかし、本稿では、葬儀の個別要素についてそれが、靈魂や来世を問うか否かといった点から宗教的であるかどうかを問うのではなく、P・L・バーガーの提

起した「聖なる天蓋」(Sacred Canopy)という宗教の果たす(あるいは、果たした)機能の側面から、中国の葬儀形式を改めて問うことで、現代中国における葬儀のあり方を検討してみたい。ここで社会学者であるバーガーの概念を参照することは、なにも奇妙なことではない。たとえば、現代社会における死者と社会の関係について考察しているウェラーは、その著書のなかで繰り返しバーガー由来の概念を引用し、分析の一助としているように、社会と死、日常世界とその価値内在化、外在化をめぐる考察において、バーガーの提出した議論は、今日でもなお有効である。<sup>2)</sup>

バーガーによれば、わたしたちは、日常生活を送るうえで、「あたりまえ」で、内省を妨げるような日常的な意味世界を必要とし、それをノモスと呼ぶ。しかし、死という現象は、この秩序づけられた意味世界が、構築されたものであり、自然で「あたりまえ」ではないことを露呈し、日常生活を営む「きまりきった」態度を疑わしめ、意味の世界状況へと導く可能性をもつ。それを防ぐために、社会は、日常世界を保証するような、さらに強力な意味の体系を必要とする。この、意味づけにより構築された世界と世界そのものが一体であるかのような、絶対的な意味体系のもとでは、人間の存在、生きることの意味、世界の必然的な歴史と展開、そして、死ですら秩序のうちに回収、正当化される。究極的で、宇宙的で、神聖な存在に関係づけら

れた秩序は、永遠と安定を与える。こうしたコスモスのあり方を「聖なる天蓋」と呼び、近代化の過程をこの天蓋が宗教的な説明から科学的な説明へと転換し、唯一の意味づけの体系が世俗化あるいは複数化する過程として捉えた「バーガー1979」。

この概念を手掛かりとすることで、民国期の知識人による脱宗教化と、社会主義国家化以降の合理的な葬儀の普及という立場から描く視点よりも、より説得的に現在の中国における葬儀のリアリティを議論の俎上に載せることが期待できる。結論を先取りすれば、新たに導入された葬儀形式が、聖なる天蓋1から聖なる天蓋2と呼ぶべき秩序体系によって支持される変遷を経て、その天蓋を支えた諸制度が弱体化することで、今日みられる多様な実践を生み出すにいたった過程を検討することが可能となるのである。

## 一 「追悼会」形成への前景

葬儀は、死亡の確認から始まり、社会関係の外側へと故人を送り出す途中に位置する一連の儀礼を指すが、とくに本稿では、葬式に該当する儀礼の展開と現状に焦点を合わせて考察をおこなうものである。<sup>3)</sup> この葬式にあたる儀礼は、現在では「遺体告別儀式」「追悼会」などと呼ばれているが、その差異と重複については次節に譲ることとし、

まず、この新しい葬式（以下ではこれをまとめて「新式葬儀」と記述する）の形成過程を概観したい<sup>(4)</sup>。

かつて、日本においても、従来の葬式から宗教的な要素を除いた形式が創出されたように、中国においても、近代になって脱宗教化した葬儀の形態が誕生する。日本では、この形式の嚆矢として、無神無靈魂を主張した中江兆民の告別式が著名である「村上2001」。そこでみられる宗教要素の排除と無神論的な立場の表出は、ある程度中国にも共通し、その後、両国でそれぞれに展開する合理性や簡易性を根拠とする葬儀の改革論についても、個々の主張では類似する側面がある。ただし、そこで表明される個々の主張や、排除・採用される文化要素ではなく、社会全体における死の布置のあり方、関係性の編み上げ方が問題なのであり、この論理をみるために、まずはその成立背景に目配りする必要がある。

中国の新式葬儀の誕生について、明らかではないが、数少ない記録のうち、今日の新式葬儀の起源のひとつは、日本との関わりの中かにみられる。ある特定の死に意味を見出し、あるいは付与する行為は広くみられるものであるが、戊戌政変の後、譚嗣同の死後一年を経て、まだ完成から一〇年を経ない横浜の地藏王廟にて祀り記念した事例がそれである「吉澤2003」。さらに時代が下ると、それは、明確に「追悼会」という言葉をもって語られるようになる。

日本視察からの帰国の途中、悲憤による自死をとげた潘子寅の例では、死後、烈士として位置づけられた彼に、天津にて追悼会が開催された。その様子を検討した吉澤は、従来の葬儀との類似点として、(1)供物がさざげられる、(2)奏楽がなされる、(3)郊外まで葬送の行進がおこなわれることを挙げ、差異として、(1)道士、僧侶などが関与しない、(2)血縁者が息子だけしか参加しない、(3)死者の死の意味を説明する演説がなされる、(4)（意味はわからないが）位牌を焼くことがあることを指摘し、「このような追悼会の様式は、従前の葬儀の式次第を換骨奪胎して考案されたもの」としている「吉澤2003」。譚嗣同は、もちろん清朝の管轄内で記念されることはありえず、日本において記念大会が開かれたこと、また、航海中に入水自殺した潘子寅については、遺体を配置した葬儀をおこなうことができなため、遺影を用いての追悼会であり、今日の新式葬儀とは若干の差異があるものの、ここに死者を顕彰する新たな方法の萌芽をみてとることができる。

徐珂による稗史『清稗類鈔』においても、光緒・宣統年間にいわゆる追悼会という形式が現れたことを記しており、およそこの時期を新式葬儀の誕生とみてよい。

中華民国期になると、一九一二年に指定された、近代国家として西洋的な要素を取り入れた「礼制」「服制」のもと、国家の上層部においては、「跪拜礼」に代わって「鞠

躬礼」が、孝服に代わって黒紗の腕章が採用され、実際の葬儀の場では、旧式の葬儀慣習との混同がみられた。北洋軍閥政府時期には、追悼会に關する条例が定められ、軍事および公務に従事することで落命した人物について、祭祀場所を設け、訃報を發するほか、公共の場所を使用した追悼会の挙行が規定されている「敵1908」。この追悼会では、職務や軍内部での階級による若干の区分は付加されたものの、旧来の、品官や身分に応じた複雑な葬儀のランクが消滅し、開催基準が公のために身を殉じることにと絞られている点で、清末の烈士への追悼会と連続する。同じく一九一〇年代に起こった新文化運動は、政府の制度としてではなく、知識人を主体とするものであったが、儒教に代表される礼教に対する批判から、葬儀もまた批判の対象となった。とくに、胡適による、一九一八年に母を葬った際の報告である「我對於喪礼的改革」は、道士や僧侶を呼ばず、宗教的な祭具を拒絶し、簡素な葬儀を目指すことで「陋習」を改良した代表的な事例として知られている「胡1919」。発表媒体が『新青年』であったことからわかるように、礼教や封建、迷信との決別と、科学と文明、民主を標榜する運動の現れの一部として、葬儀の改革が提唱されたのだった。

こうして脱宗教化が図られた葬儀としての新式葬儀が徐々に形成され、国民政府ではこの新しい葬儀を「公祭」

と呼び、国葬、公葬、私葬のいずれの場合でも、追悼儀式としての「公祭」をおこなうことを認めていたことから、近代国家にふさわしい葬儀形態として、民国期中葉には、知識人や公的機関での仕事に従事する人々の間に流行してゆくこととなる。民国時期の習俗の変化について、地方志資料を用いた先駆的な概括書を記した岳慶平よれば、大都市で始まった新式葬儀の様式は中国各地に紹介され、その具体的な表れとして、一九三三年の広西省政府委員会による「広西省改良風俗規則」と、一九三六年の四川省政府による「婚喪儀仗暫時辦法」を挙げている「岳1994」。同じく、一九三〇年代の例では、中国の冠婚葬祭に関する民俗を記録した武田昌雄の『滿漢礼俗』においても、近年に起こった新たな儀礼として追悼会を紹介している「武田1989」。武田が挙げる追悼会の特徴としては、故人の親友、学生、部下あるいは地方の団体や人々による儀礼であり、公共の場所でもおこなわれうるもので、開会にあたっては遺影あるいは位牌が準備されるが、遺体の前であればそれらを準備する必要はないとする。かれは、典型的な二つの式次第を記録しているが、形式はほとんど同じであり、献花や誄詞の有無が異なっている。注目すべきは、武田が特記しているように、二つのタイプの追悼会はともに、死者の家族や親族が主体となるのではなく、友人知人や職場の関係者が参加する儀式であること、そして、死者



に関する「演説」が含まれている点である。ここに、先みた清末に挙行された最初期の追悼会と連続していることがみてとれよう。武田は服装について記録していないが、この時期の葬儀には、多くの地方志で、黒い布を腕にまきこれを礼服とすることが現れ、白い麻の孝服の着用と混在していた様子が指摘されている。当時の生活事典である『日用百科全書』（商務印書館）に記載された葬式のありかたをまとめた万と李によれば、「新式の葬礼の特徴は、一つ目に階級差別のないこと、二つ目に儉約を励行すること、三つ目に儀礼形式において男女ともに暫定的に旧式の喪服を着用してもよいし、平時の礼服を用いてもよく、ただ、男性は腕に黒い布を巻き、女性は胸に黒の喪章をつける。来賓も同様である。（中略）祭祀場を設けて弔問を受け付けるほか、家やその他公共の場所を借りる、あるいは、大型の公園を借りて、追悼会を開く。男女ともに赴いてよい」点にあった【万・李 2008】。

ただし、注意しなければならないのは、この新式葬儀が、上海や北京を中心とする都市部で、ホワイトカラーや知識分子、公的機関職員らの台頭する新階層によって支持された形式であって、全国を覆う国民儀礼とはなっていないかったことである。

この新式葬儀の流行は、旧来の宗教的な儀礼への距離化という認識によってのみ実現されたものではない。中華民

国期の都市部においては、大別して、ハードとソフトの側面からの整備が整えられてゆく時期であった。

ハード面としては、殯儀館と呼ばれる葬儀施設の急速な普及と、公園やホールという公的空間の建設が関係している。前者については、清末の上海租界に外国人用の葬礼を準備、手配する会社が設立され、その後、一九三〇年代には中国人の経営による、中国人を対象とする同様の会社が現れた。その後急増する殯儀館のなかには、葬儀全体を取り仕切るサービス施設へと展開するものもみられた<sup>5)</sup>。

ソフト面では、民国政府による法制度の整備が挙げられる。先述の「一礼制」以降も、陋習の廃止を目的として、一九二九年の「風俗調査綱要」など、各地の民間習俗が調査されている【嚴 2002】。これは、直接的には辮髪や纏足、占いの類を禁止する目的をもったが、社会の非科学的、非文明的陋習を廃絶し、社会改良を目指す当時の政府の強国化政策を背景としていた。「風俗調査綱要」の第四項目は、葬儀の状況（「喪葬情形」）であり、各地からの返答はわずか数行であることが多かったものの、その後の社会改良運動へと展開する契機となった。

一九三四年からの新生活運動での衛生的、儉約的葬儀への改革計画を経て、全国に展開した葬儀の改革は、国民儀礼としての新たな葬儀を確立するにはまだ十分とは言えず、国内には新旧の礼俗が入り交じり混乱していた。この

状況を憂いた民国政府は、一九四三年、民国政府の設置した「国立礼楽館」を主体として、国内の行政官、学者たちと中国社会の礼俗のあり方をめぐって検討を重ね、「中華民国礼制」（その葬儀部分については『北泉儀礼録』に収められる）の構築を目指した「關 2010」。この国民儀礼構想は、新生活運動のスローガンのひとつである「礼儀廉恥」を踏まえ、一方で煩雑かつ愚昧な陋習を廃棄し、西洋の文明的にして健康的、簡潔にして衛生的な葬儀の要素を採用し、同時に、当時の課題であった国民全体への普及を図るために、人々の受容能力を検討しつつ旧慣の一部を残した、いわば中国と西洋の入り交じった新式葬儀の編成といえるだろう「仲 2012」。しかしながら、この、内戦のさなかに検討された国民儀礼案は、戦局が不利になるなかで、実施には至らなかった。

以上、国民政府時期の新式葬儀をめぐる動きを、次のようにまとめることができるだろう。宗教的権威が失墜し、科学がそれに代わる役割を果たすなかで、世界の秩序や死後の世界を提供した「聖なる天蓋」としての礼教は弱体化し、天蓋を背景とした葬儀もまた改革を余儀なくされた。新式葬儀の形成は、脱宗教化と西洋の儀礼要素の吸収という形で進められ、一部の人々が享受しつつも、国民全体を覆う離別儀礼とはなっていないかった。国民儀礼として葬儀の創造が模索されたが、それはもはや新たな「聖なる天

蓋」とはなりえず、また十全に実行されることもなかった。次に、国民儀礼の創出を目指した中華民国政府に対して、今日の中国に直結するもう一つの政権における新式葬儀の形成を概観する必要がある。それは、陝甘寧ソヴェト政府以降の共産党政権の死者紀念のあり方である。

辺区政府も、民国政府と同じく習俗改良に取り組むが、こちらの政権では、葬儀の改革に関する記録は非常に少ない。一般の人々がおこなっていた葬儀については、墓掘り職人の日当を制限する、風水師や巫道といった葬儀に関わる宗教職能者の関与を制約するなどの、「迷信」による掣取を規制する方向がわずかにみられるにとどまる。また、その「迷信」からの脱却も、当初は、教育と医療設備の充実を手段とするべきもので、強引に廟を破壊したり、宗教職能者の改業を迫るべきではない、とされていた。その後、辺区政府時代後半には、喪服を簡素にし、葬儀を簡単にすませ、宗教職能者を「改造」することが提起されたが、一般の人々に対する葬儀の改革はけっして体系的なものではなかった。

その一方で、特定の人々に対する紀念活動は、繰り返して、大規模に挙行されており、記録に残る新式葬儀は、こうした文脈における葬儀となっている。この政権の早い段階での追悼会としては、一九三六年におこなわれた劉志丹追悼会がある。辺区ソヴェト拠点形成に大きな功績の

あつた劉志丹は、死後間もない四月二三日に遺体が辺区政府支配地域内に運び込まれて、翌日には大規模な追悼会が開かれた。この追悼会の流れは、政治部主任の開会宣言に続き、全員の黙祷、故人の略歴紹介、軍委員会副主席の周恩来と中央政府辦事処主席であつた博古による言葉を経て、遺体の埋葬に向かうというものであつた。なお、現在の新式葬儀で放送されている中国特有の葬儀楽曲「哀楽」は、この追悼会に際して急遽作成されたという見解もある。<sup>6)</sup>

劉志丹は、一九四三年に改葬され、皇帝の墳墓を連想させる大掛かりな陵園が建設されたが、その際にも「公祭劉志丹烈士大会」が盛大に挙行されている。同じく、辺区政府初期の重要人物である謝子長も、一九三九年に墓地、一九四五年には陵園が建設され、盛大な公祭が営まれた。両者は、県の名称にそれぞれの名が与えられることで永遠の記念とされるなど、同時期の国民党政府の事例と比較しても破格の顕彰を受けることとなつた。同様の事例として、一九四六年四月八日に山西省で飛行機事故により死亡した王若飛、秦邦憲、葉挺ら高級幹部ら「四・八烈士」にも、飛行場における追悼大会、公祭「四・八」烈士大会の開催と、陵園建築がみられる。

日本による侵略という国難に立ち向かうこの時期には、追悼会や公祭が頻出したが、これを支える論理を理解するためには、革命墓地建設の意義についての記事が参考とな

る。一九四一年の「辺区政府が革命墓地を建立」では、新たに設立される墓地について以下の説明を施している。

辺区政府には、抗日民族解放戦争のなかで、千万にものぼる志士たちが遠方からこの辺区にやってきて革命に参加している。その間、公の理由で疲労し疾病により死亡したり、敵機の爆撃により戦場で命を捧げ壮烈に犠牲となつた者がいる。その者たちへの追慕の気持ちを示すため、とくに墓地をつくり、これを記念する。延安市政府に命じて延安付近に場所を求め「革命公墓」を建設し、毎年「七七」時期に公祭をおこなうこととする。その家族が故郷への埋葬を希望すれば悉く自由とし、死者の遺留品と生前の著作は延安市公墓管理人に渡して保存し、家族や友人たちの記念に備える。〔延安解放日報社1941〕

ただし、喪葬改革の展開を考察するうえで見逃すことができない点は、同じく日中戦争を戦つていた国民政府においても公葬や追悼会が多数催されてはいるが、そこでは近代国家建設の一部としての新しい礼制度構築、大多数の国民への新式葬儀普及の政策と並行してこうした追悼活動が位置づけられることに対して、辺区政府においては、この烈士顕彰へと特化する形で新式葬儀が営まれていた点である。演説や「悼詞」（弔辞）で直接的に明示されるものであれ、追悼会の挙行の有無や生前の略歴に暗に埋めこまれ



るものであれ、烈士の顕彰は、人として生きる規範、価値観を明確に示している。本稿の関心からまとめれば、国民政府が、脱宗教という、近代国家の経験する「聖なる天蓋」からの脱却をはかりつつ、多様な国民に受容される儀礼創出を目指したのに比して、この時期の辺区政府では、むしろもう一つの絶対的な価値基準を提示することで、新たな儀礼の創造へとむかっていたといえよう。それを支える母体は、先の記事の言葉に従えば「遠方からこの辺区にやってきて革命に参加している」「千万にもぼる志士たち」によるコミュニンティであった。この特殊なコミュニンティによる、世界のあり方、歴史発展の規則、人間とは何か、人の生きる意味すらも反論の余地を認めず解説しつくりすイデオロギーという意味では、これは宗教性を取り除いた宗教的な存在であり、新たな「聖なる天蓋」といふべき状況が生まれていたといつてよい。この天蓋のもとで、新式葬儀は徐々に形成されていった。

この状況をもっとも明瞭に示す事例は、のちに毛沢東「老三篇」に数えられ、著名なスローガンとなった「為人民服務」（人民に奉仕する）に他ならない。よく知られるように、この文章は、一九四四年に炭焼き窯の崩落という事故で死亡した革命同志である張思徳の追悼大会で公表された講話である。誰にでも訪れる死の意味を問い、その価値を問いかける、「我々の部隊で誰が死のうが、それが炊

事係であれ、戦士であれ、有益な仕事をしたことがある者でありさえすれば、我々は彼の葬儀をおこない、追悼会を開く」という死への向き合い方、換言すれば、「死の物語性」を重視し、個人の顕彰に傾斜する新式葬儀は、この辺区政府に集った革命を志すコミュニンティである共産党政権下で完成された。

## 二 現代中国を代表する新式葬儀としての「追悼会」「遺体告别式」

中華人民共和国成立以降の葬儀の改革では、火葬の普及と墓地問題が焦点となっていた。都市部を支配域に収めた新たな政権は、火葬設備を手に入れ、また、広大な農地に散在し農業の機械化、集団化を妨げる墓地の問題を解決する必要に迫られていた。葬儀のあり方については、歴代王朝で繰り返されてきた庶民の奢侈な「厚葬」禁止と「薄葬」提唱、民国期の脱宗教型葬儀を系譜的に継承しつつも、その無神論的立場から、より積極的に「封建迷信」からの離脱を目指すとともに、辺区政府時期に形成した革命烈士に対する顕彰型追悼会を普及させてゆく傾向をみせる。ただ、辺区政府時期に確立した新式葬儀についても一度振り返れば、社会主義革命成就のために、すなわち先述の「為人民服務」の言葉でいえば、「有益な仕事をす

る」ために全国から集まった革命同志から成る集団をその対象としていた。それに対して、一九四九年以降の葬儀は、中国に生きるすべての人々を対象とする必要があったわけだが、新たな国民儀礼を創出するのではなく、辺区政府時代の枠組みが修正、利用されることとなった。

また、新式葬儀の実施が、都市部で始められたことから、多くが「単位」と呼ばれる生産と生活が一体化した社会制度のなかで生きる都市部の人々と、都市部とは異なる形で集団化した農村部で暮らす人々の間で、葬儀に関する大きな断絶が発生する原因を生み出している。この時期以降、両者は時に近づきながらも、それぞれ異なる葬儀を営んでゆく。都市部で採用された新たな葬儀の特徴は、中国の葬儀をまとめた石大訓と来建礎によれば、「追悼会を開くなど荘厳で文明的で簡便で実行しやすい形式によって、旧来の煩わしく非科学的で見栄を張る浪費型で骨を折り財産を損なう葬送儀礼のスタイルに取って代わって」おり、簡単に、経済的負担が少なく、文明的であるという「石・来 2004」。

この、中華人民共和国初期の、新式葬儀への要求は難しいものではなかった。ホワイトが簡潔にまとめたように、一言でいえば、故人に敬意を表すこと、それ以外の伝統的な葬儀の要素を取り除くこと、である「ホワイト 1994」。「喪俗改革」の主要な任務は、葬儀活動における「封建迷

信」と大掛かりな葬儀を制止し、文明的で節約型の葬儀の新風尚を樹立する。大衆を新たな葬儀の観念へと導き、喪葬陋俗を取り除く。唯物主義と無神論教育を通じて、葬儀のなかでみられる「封建迷信」を取り除くことにある「楊・張・程 2001」。靈魂や魂の存在を暗示するような行為や語句は、その無神論的な立場、人間中心的な立場と真っ向から衝突するものであり、孝や礼そのものも「封建迷信」的な排除すべき思想に他ならない。また、「科学的でない」供物や葬儀に用いられる多くの物品（すでに死んだ人物がどのようにそれを受け取ることができののだろうか）は、無駄であり、まったくの浪費に過ぎない。こうした消費は、本来、生産へと向けられるべき財であり、それをいまだに必要とするのは、思想が「封建性」ととらわれているためであるという説明体系が準備された。

では、具体的には、どのように「迷信」を回避し、故人に敬意を表すべきなのか。その答えが、追悼会あるいは遺体告別式と呼ばれる死者との離別儀式であった。追悼会はすべての死者に対しておこなわれる儀礼ではないが、両者をおこなう場合には五〇年代から六〇年代にかけては、理想とされる完全な離別儀礼の挙行の仕方として、大きく分けて三つのパターンがあり、生前の死者の単位での地位や職務、死亡場所や原因、遺体処理までの速度によって、選

一つ目は、単位の提供する場所で正規の追悼会をおこなう、悼詞の配布、読み上げ、続けて遺体告別儀式をおこなうもの、二つ目は、遺体告別式を病院の「太平間」（霊安室）あるいは簡易な祭壇でおこなってから、単位の提供する場所あるいは殯儀館で追悼会をおこなう。この場合は、遺体の代わりに遺影を用いることも多い。三つ目は、死者を火葬場に送り、火葬の前に遺体告別式をおこない、追悼会は後に単位が別所でおこなうものである。三つ目の場合には、すでに遺体がないことから、追悼会場には遺影や遺骨を配置する。このように、追悼会と、遺体告別儀式は別個におこなわれることもあれば、告別儀式のみで終了することもある。このほか、人々を参集する儀礼の挙行が「不都合」な場合は、火葬前の簡単な確認で済ますこともあった。この差異は、故人の遺志、主催単位、あるいは、「治喪委員会」「治喪小組」「治喪班」と呼ばれる葬儀運営組織の判断による。家族の構成員は、成人であれば、多くの場合、同時にある単位の構成員でもある社会状況は、多くの都市居住者にこの新式葬儀を受け入れるのに十分な環境であった。

治喪委員会とは、故人の所属した単位から生前の幹部等級と職務によって、ふさわしいレベルの人々によって臨時に構成される組織である。主な役割としては、「訃告」（訃報）の発信、告別儀式や追悼会の手配、必要に応じて「停

霊」（離別儀式前の遺体の安置）をおこない、火葬場手配、残された家族の世話や慰問などがある。そのほか、葬儀の実施に必要な、悼詞の準備、花輪の大小・数量の決定と手配、「挽聯」（追悼の対句が書かれた対聯）を送るかどうか単位と治喪委員会との手配による。

では、ここまで、新式葬儀として記述してきた追悼会と遺体告別儀式は、どのようなものなのであろうか。追悼会と遺体告別儀式を分割して説明する葬儀案内書は少ないが、それぞれの式次第を明記した郭によれば、両儀礼は以下のようになる。

#### 〈追悼会の一般的な手順〉

- (1) 参加者が受付を済ませ、白花や黒腕章を帯びるようにし、悼詞を配る。
- (2) 参加者が予定の位置について入場するようにする。
- (3) 相応の身分の人物が追悼会の開催を告げる。
- (4) 司会者が、某同志遺体（遺影）に三分間の黙祷をささげるように告げる。時間に注意し、適時黙祷を終了させる。
- (5) 司会者が某同志への弔辞を捧げる。
- (6) 弔辞が終わったのち、司会者が「某同志への三鞠躬」を指示し、統一の動作で礼をおこなう。司会者の号令で、三度鞠躬礼をおこなう。

(7) 鞠躬が終了したのち、司会者が追悼会の終了を告げる。

(8) 追悼会終了の宣言のあと、参加者の人数が少なければ遺族と握手して別れ、人数が多い時には参加者のリーダーである同志と関係が緊密だった生前の友人が遺族の手をとって慰問を表しその他の人々は退場する。

(9) 追悼儀式が完了した後、治喪にあたる人々と遺族は遺体が火葬炉へと運ばれるのに同行する。

#### 〈遺体告別儀式の一般的な手順〉

こちらは病院、家庭、殯儀館はもちろん、その他の公的な場所でも開催可能であり、追悼会よりも簡便である。

(1) 参加者が受付を済ませ、白花や黒腕章を帯びるようにし、死者の生前を記した文章を配る。

(2) 告別儀式の開始前に追悼の順を決め、混乱が起きないようにする。

(3) 遺体と遺族が到着した後、規定の時間に従って「哀楽」を流し、遺体の「瞻仰告別」<sup>8)</sup>を始める。

(4) 告別時には、先に決めた順序に従い参加者を入場させる。遺体から三〜五メートルの場所、集団あるいは個人で遺体に対して三鞠躬礼をおこない、その後遺体を一周して瞻仰し、最後に遺族の手を取って慰問し

てから退場する。

(5) 告別儀式終了後、親族を組織して遺体の前で写真を撮り、その後火葬炉へ同行してもよい。〔郭1992〕

これは、あくまで一般的な手順であって、一九五〇年代以降のわずかな間にも若干の変化があり、実際の儀式では、この通りにおこなわれるとは限らず、一種の理念形といてよい。加えて、追悼会の名称で遺体告別儀式の式次第が挙行される、単位ではなく友人による追悼会が組織されるなど、両者の区分は時に緩やかなものとなり、近年ではその傾向が顕著であるが、新式葬儀のモデルとして、この離別儀式は大きな影響をもっているため、ここから議論を始めることが適切である。両者の区分からも理解できるように、民国政府によって制度化された追悼会と中華人民共和国の追悼会の式次第は連続的である。両者は、字義どおりには、死者を「追悼する」儀式と、「遺体に告別する」儀式であり、告別式には遺体あるいはそれに代わる遺骨が必要とされ、追悼会にはそれらがなくても開催が可能となっている。追悼会は、より規模が大きく、故人の死の位置づけが十分になされることに対して、遺体告別儀式はより小規模となっている。そのため、死因や故人の生前の職位（これは時として社会への貢献度の大小と同一視される）、等級によっては後者のみが許されることも少なくな

かった。

宗教的な要素を入念に取り除き、従来の葬儀にくらべて極度に簡素化を推し進めたこの追悼会や遺体告別儀式ですら、まだ社会主義革命の途上とみる見解も存在する。唯物論的喪俗改革をその理念に従って進めてゆくと、究極的には葬儀自体が不要となる可能性を秘めている。実際、こうした論理に基づいた葬儀不要論が、繰り返し提出されてきた。著名な例では、時代は下るが、中国共産党中央顧問委員会の一七名の同志が、中央書記処に提出した「遺体告別儀式取り消しの建議」がこれに該当する（一九八九年一月）。一移風易俗、葬儀簡便はわが党が一貫して唱導する方針である。遺体告別儀式は、死者に益なく、生者に益がない」で始まるこの建議において、死者の記念は、訃報を発して新聞で生前を紹介し、あるいは追悼の文章を発表してその功績を回顧すればその目的をすでに達しているとし、署名者二七名は遺体告別儀式をおこなわないことを求め、自己の遺体を最後の貢献として医学研究のための献体とすることを表明している。しかし、こうした共産党の理念を極限まで推し進めた建議は、恒久的な墓地の排除のための改革（厳密には年限を限って墓地を認め、追悼終了後は耕作地に戻す、あるいは再利用する）が実施されたことと比べても、極端なものであり、後述のように、八〇年代以降追悼会を一部の高級幹部に限る通知が繰り返し発せられる

ことはあっても、追悼会、遺体告別式は廃止されることはなかった。

先述の郭の区分によれば、悼詞の有無が、有意味であるように記述されているが、この部分こそ、民国時代の追悼会の「演説」「誄詞」と連続した、社会と故人の死とを直接に関連付け、その生と死の意味に意味を見出し、顕彰する部分に他ならない。この悼詞は、大きく分けて三つの部分から構成されている。まず初めに故人の氏名、死亡日時、死因、場合によってはそれまでの病歴が披露され、死に至る経緯が報告される。次に、死者の生前の紹介があり、ここに学歴や職歴などが組み込まれ、可能であれば入党時期や社会政治活動などが紹介される。最後に、死者の、社会に対する功績を顕彰し、その「人民」としての模範性が強調される。かつて、辺区政府時代には、革命烈士への顕彰であった追悼会は、中華人民共和国での葬儀改革のなかで、革命に「有益な仕事」をしたとみなされさえすれば、幹部や工場などの労働者をも対象とするに至った。そして、この新しい葬儀は、一種のモデルとして、一定の制御を受けつつも、より広汎な人々によって新たな故人との離別の儀礼として普及した。多くの人々に普及するなかで、追悼会はもう一段の変化を蒙ることとなる。すなわち、国家級の幹部や著名な烈士とは異なり、繰り返し、あるいは各地で追悼されることのない一般の人々にとって



は、追悼会と遺体告別式には大きな差異がなく、ともに中華人民共和国式の葬儀に過ぎない。よって、単位による職位や等級に基づく厳格な区分（この距離化が追悼会に権威をもたせていたわけだが）が幾分和らぐと、追悼会と遺体告別儀式とは同一視される状況が発生し、これは現在ではより顕著となっている。

この追悼会、遺体告別儀式が人々にもたらした現代中国における死のあり方は、単に宗教的要素の排除と簡素化、時間の短縮のみではない。むしろ、非常に大きな質的变化をともなっている。以下では、その変化のいくつかを取り上げて考察する。

まず、目を引くのは、葬儀の主体の変化である。旧慣に基づく葬儀では、故人の親族が喪に服する対象であり、故人の下位世代が喪主となり、葬儀全体を通じて、故人のために儀礼的所作をおこなう主体であった。しかし、第一節でみたように、民国期の追悼会の段階で、遺族は礼を受動する側のみに配置される変化が起こった。そして、追悼会、遺体告別儀式が新式葬儀として多くの人々に普及し、「喪礼」のうち前後の儀礼を廃止したために、新式葬儀を基準とすれば、葬儀全体における主体がすでに遺族ではなくなる現象を引き起こした。追悼会の実施主体および故人に評価を与え位置づける主体は、単位によって組織された治喪委員会であり、故人の顕彰に参加する人々は、訃報に

より集められた人々であって、遺族が儀礼で果たす役割は、悼詞への返礼にとどまる。この主体の変化は、遺体告別式であれ、追悼会であれ、故人への呼びかけが父や母といった親族関係に基づく用語ではなく、革命コミュニティ時代に使用された「同志」であることから明確である。

この、葬送儀礼全体から一部を切り取ることで新式葬儀としたことは、もう一つの大きな変化と関連している。旧慣に基づく葬儀では、故人は男系子孫の有無や、近隣の人々との良好な関係、故人の善良さ、上位世代への孝順、家庭への富の蓄積といった功德で評価されることに對して、追悼会では人物の革命性が顕彰され、国家、社会への忠と貢献が評価される。いわば、抽象度の高い対象と、個人とが直接に對面し評価を受ける形式となっており、この点に注目すれば、家族や親族の関係性のなかに織り込まれていた人のあり方が劇的に変化したといっても過言ではない。儀式の場に限つての良き人のあり方を述べれば、具体的な人やモノとの関係性ではなく、概念である社会主義を基準として自己内省を絶えず繰り返し、形成されてゆく自己像が求められているといってもよい。それを促すように、追悼会、遺体告別式の主な場所となる殯儀館には、先述の「為人民服務」中の「人民の利益のために死ぬことは、泰山よりも重い」「人民のために死ぬことは、その死ぬところを得る」といった語句が掲示され、張思徳にはじ

資料1 殯儀館の各所に散りばめられた「死の物語」の方向付け



「為人民服務」からとられた語句を刻む石製プレート  
(地方都市殯儀館にて、2004年8月筆者撮影)



同じく「為人民服務」から引用された文章の掲示。あえて辺区政府時代を連想させる毛沢東の像が採用されている。

(西北部所在の殯儀館、2005年9月筆者撮影)

まり、雷鋒、焦裕祿、鄭培民、孔繁森ら多くの革命に人生を捧げたとされる烈士の故事が展開されている（資料1）。まさに、殯儀館は、可視化された「死の物語」を通じて規範化された人のあり方を説く空間となっている。

北京における死の儀礼の成立と展開を検討した Leuner（羅梅君）は、追悼会について以下のように分析したが、これは本稿の考察とも矛盾しない。

古い習俗との闘争、家庭と家庭的行為との闘争は同時に新たな社会秩序を確立するためであり、その形式は家庭や家族、宗教組織への忠から社会、共産党、共産主義国家、「文化大革命」のピークには毛主席への忠を尽くすことへと方向を変えた。追悼会はその具体的な表現である。〔羅 2001〕

上述のような歴史性を刻み込まれた離別儀礼が、正しくかつ新たな葬儀のあり方、いかなれば、葬儀のモデルとして多くの人々に受容されたことが、中華人民共和国時期の特徴といえよう。

中国を代表する新式葬儀の普及を考察するうえで、同時に注意しなければならないことは、追悼会はあくまで「人民」の離別儀礼であり、すべての人々がその範疇に含まれていたわけではない点である。そもそも、離別儀礼が複数用意され、それらが水平的ではない配置となっていることから理解できるように、「血統論」が支持された時代に

あって完成をみた、故人の顕彰を趣旨とする良き人民の儀礼は、常にこの範疇から排除される、「顕彰に値しない」とされた人々の存在との差異化によって成り立つ原理を見越すべきではない。この視点にたてば、新式葬儀の浸透と、国民儀礼としての葬儀の創造、普及とは、まったく同じ現象を指してはいないことに気がつく。そこで、次節ではこの「単位」による「人民」顕彰としての新式葬儀の特徴を手掛かりに、現在の中国における葬儀のあり方を検討する。なぜなら、これら単位制度を基調とした良き人民への儀礼で掬い取れない人々の増加こそが、今日の新式葬儀の変化と関連しているからである。

### 三 聖なる天蓋の複数化へ

中華人民共和国に完成した新式葬儀は、火葬の実施、公墓地の建設と並んで、中国の新しい葬儀様式として、広く人々に浸透するに至った。歴代王朝および中華民国が成し遂げられなかった一般の人々の葬儀の簡素化を、わずか三〇年に満たない時間で達成した点は評価されるだろう。また、一九七八年から八〇年代初頭には、葬儀、とくに火葬について、「四人組がおこなったこと」「火葬は極左路線の産物」として認識され、火葬率の急激な低下と墳墓の乱立が起き、葬儀改革の危機を迎えたが、主要な政策実現手

段を、建国以来の社会運動形式から一九八〇年代以降は法制度による運用へと転換することで、頓挫しなかった葬儀改革を立て直すなど、多くの成果を上げている。

その一方で、現代中国における追悼会、遺体告別儀式は、ある種の揺らぎにも直面している。本節では、文化大革命期を頂点に一定の完成をみた新式葬儀の揺らぎを二つの側面から考察する。

建国初期から一九七〇年代までの追悼会、遺体告別儀式は、「人民」を対象とし、「単位」制度に裏付けられた葬儀形態であることはすでに述べた。その、良き人民という価値観の変化、そして基本的な社会組織である単位制度の弱体化は、一見関係のないように思われる新式葬儀にも影響を与えている。

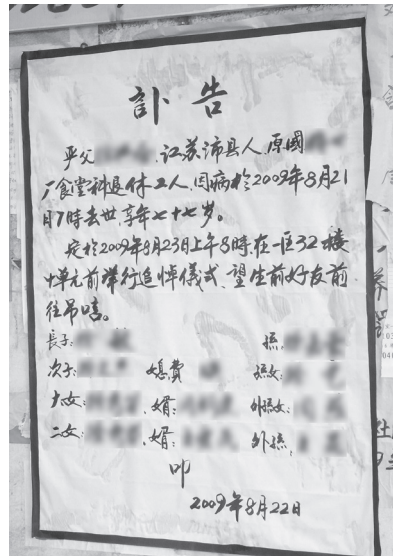
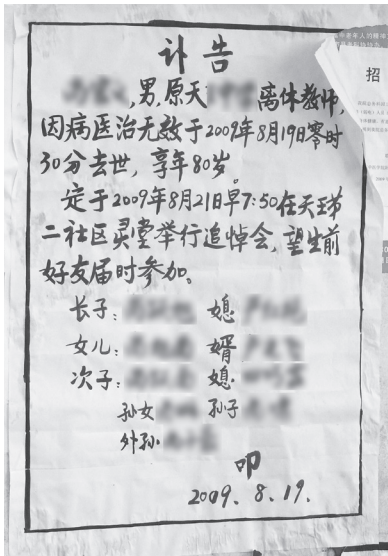
すでに述べたように、新式葬儀を組織する主体は、遺族ではなく、故人が生前の単位の治喪委員会である。この前提は、都市民の大部分がそれぞれ単位に所属するという中華人民共和国特有の仕組みにあった。この点において、日本の社葬とのアナロジーを用いることが許されるのであれば、追悼会、遺体告別儀式とは、全都市民を覆っていた社葬という説明も可能かもしれない。しかし、改革開放が進展するなかで、競争力を失った国营単位は衰退し、代わって、非採算部門とみなされがちな福利厚生面が手厚いとはいえない企業群が増加した。さらには、失業者や中途離職

者の発生や流動性の拡大など帰属性が相対的に明確でない人々が社会内部に大量に存在するという、この二〇年余りの中国の急激な社会変化は、新式葬儀の完成時には想定されなかった種のものであった。その結果、旧来の単位がもっていた従業員葬儀と遺族への保障について、明確な社会的担い手がない状況が発生した。単位のもっていた社会保障の機能の一部は、居住区に基づくコミュニティである「社区」への移管が期待されているが、それも十分に進んでいるとは言えず、一失語状況の人々にとって故人の葬儀は、かつての単位社会時代に比べて、すべてを委託できる自動的な措置でなくなっている（資料<sup>2</sup>）。単位弱体化以降の治喪委員会は、故人の友人や近隣の住民、家族によって組織されることが多くなり、一部の専門業者、そして死に関するサービス全般を請け負うようになった殯儀館がその役割を担うこともある。

公的な顕彰機会を失った人々にとって、追悼会や遺体告別儀式は、単体の葬送儀礼ではなく、ふたたび一連の葬送儀礼の一部として配置されたとしても決して不思議ではない。葬儀政策の緩和、従来とは比べものにならない物質的、経済的な豊かさ、そして後述する、悲しみのケアや死的個性化、現代化された「孝」といった新たな家族主義の台頭という環境のなかで、新式葬儀のもつ唯一の葬儀ではなくなりつつあり、追悼会の前後には再び跪拝礼や、「哭」



資料2 死亡広告



いずれも、再開発のため取り壊しが決まっている「単位」(旧国営軽工業工場)の社宅(写真下)に張り出された訃告。どちらも単位ではなく、家族による簡素な告別儀式(当事者の認識では「追悼会」)が営まれた。



(2009年8月筆者撮影)



を伴う儀礼が配置される事例もみられる。これらの事例では、当然、葬儀改革推進側の論理では「文明」的ではなく、同時に複数回の葬儀がおこなわれるといってもよい状況は「経済的」でもない。ただし、これらの人々が、決して葬儀改革のしばしば用いる論理、すなわち「思想的に立ち遅れている」ために新式葬儀のみによる離別を選択しないわけではなく、むしろよく制御された単位に代表される制度の網の目からこぼれ落ちた人々にとつて、故人を送る「正しい」の所在が変化しており、葬儀の実施が再び遺族およびその周囲の人々へと投げ戻された結果発生した現象であつて、その置かれた社会状況を理解すべきことが明らかとなる。

前出の Leumer は、死者の記念活動が小規模化していった九〇年代の状況を踏まえて、今後の都市における死のあり方を次のように予想した。

今後の展開として考えられる方向性に、権力のない、また財産もない「無用」の老人が亡くなつても、残された人々はそれを「歴史発展の規則」ととらえる。かつての中国と異なるのは、葬儀が都市の人々の面前からほとんど消えてしまい、ただ親戚や近隣の人々、仕事仲間、すなわち死者と直接の関係があつた集団のみがこの出来事を知る。ある人物が死去することとは、その所属する単位を通じてより多くの人々の知

るところとなる。死者は、単位の悼詞と葬礼によってのみその社会貢献と社会地位にふさわしい位置づけを得る。このため、死者の所属する社会階層は、この種の記念活動上ではつきりさせなければならない。「羅 2001」]

確かに、大規模な追悼会の減少と人々の社会的布置に関する急激な変化は、この予想の前半部を実現しつつある。ただし、予想を超える速度で進んだ単位の消滅の結果、後半については十分に現実化されなかつたといえよう。

次に、故人の記念のありかた、「人民」への顕彰について、目を転じてみよう。

中国は一九九〇年代に社会主義市場経済へと舵を切つたが、そのなかで人々の福利厚生を担い、葬儀改革を主管する民政部門の下位に位置する殯儀館もまた変化に直面する。葬儀に関する公益を提供する殯儀館もまた「社会公益と経済利益を結びつけること」が求められ、徐々にサービス産業としての性格を持つにいたる。もつとも、公共墓地と比べて、火葬施設を持つ殯儀館は独占産業として保護されており、民間資本の参入は極めて困難であるため、さまざま市場経済のなかでの競争を強いられたわけではない。しかし、従来の社会公益部門としての葬儀を社会の変化に即して発展させつつ、採算部門としての利益の確保も重要な課題となつていった。

時代の変化に対応した、社会公益を担う部門としての活動の進展としては、経済状況に基づく社会格差が顕在化するなかで、近年の例でいえば、「三無人員」と民政部が称す、生活基盤、労働能力、法定扶養義務者のいない人々への無料の葬儀実施、低所得者を対象とした廉価な葬儀の提供などがこれにあたる。

採算部門としては、提供しうるサービスを拡充し、利益を確保する各種の活動が中心となる。具体的には、利用者の経済状況と希望に応じて、追悼式に様々なオプションを付加することで多様化を図る(資料3)、会場の大きさや使用する生花や器具によって追悼会の様式をランク化する、などの工夫がみられる。今日のこうした状況を背景に、中国の葬儀改革をリードする上海の殯葬サービスセンターの陸は、「移風易俗、喪事簡辦」という政府の長年の指針は重要であっても限界があると指摘し、「文明辦喪」という概念を提唱している。彼によれば、「文明辦喪」とは、葬儀に関する消費の多様化と、葬儀の多次元化、個性化を進めるものである。具体的には、低、中、高次元のサービスを用意し、葬儀サービスの項目、内容を増加させることで消費を促し、ニーズを発掘する。市場を広げることで、豊かな人々の高度な消費により就業問題を解決し、遺族と葬儀産業従業員双方に利益をもたらすことを主張している[陸 2002]。葬儀政策に関わる人々によって上述の

提案がなされていることは重要である。追悼会の式次第のなかにも、一律の「哀楽」ではなく、生前個人が好きだった音楽を流す、生前の様子を写真スライドショーや動画に加工して、プロジェクトで投影するなどの選択可能なサービスが、より故人らしい葬儀の演出として開始されている(資料4)。

これらの多様化、個性化した新サービスは、死者への奢侈な祭祀という批判を回避するために、しばしば遺族への心の安らぎのための措置という論理により処理される。その過程で「心理補導」「悲傷補導」「哀傷撫慰」などと翻訳される *Grief consoling* (日本の *grief counseling* に相当) の導入も図られている(たとえば、鄭・徐・陳 [2012] など)。近年のこうした動向にみられる殯儀館の工夫を背景とした多様化は、良き「人民」としての人々を対象にしているというよりは、良き消費者としての人々に享受されていると思われる。最近の追悼会における単位側の悼詞には、「良き夫として」「良き母として子女を教育し」といった文言が散見されるが、再び孝や生命尊重の観念が呼び起され、家庭道徳、個人の徳目を強化する雰囲気なかで、新式葬儀が営まれる傾向がある。ただ、孝の強調に対して「順」についてはあまり触れられないなど、過去のそれと同一ではない。このように、葬儀サービスの消費者として位置づけられた今日の遺族と、治喪委員会の関係は、先に

### 資料3 殯儀館における付加サービスの例



◀遺体告別の後に鳴らす礼砲  
軍や革命とともに形成されてきた追悼会の歴史を反映して考案された。

#### 遺骨用の輿と天蓋▶

遺骨を太陽にあてないように送り届けるサービスで、旧慣の「遺体を太陽に晒さない」観念から考え出された。サービスの多様化への希求が、一見、全く異なる来源をもつ要素が混在することを許容している。



(内陸部殯儀館にて、2007年8月筆者撮影)

触れた一九九二年、すなわち未だ単位社会であった時期の葬儀案内書と比較すると興味深い。ここでは、職場の治喪委員会にむけて、葬儀をうまく取り仕切るための秘訣が一二項目掲載されているが、「七 原則を堅持し、思想政治工作を多くおこなう」「八 適当に空手形で遺族を喜ばせない」として、原則問題では譲歩はしてはならず、遺族の要求はリーダーの思想工作と大衆の世論を結合させて、遺族の思想を改変させること、早く葬儀を終わらせ遺族の不満がないようにとの配慮から、なんでも遺族の要求を聞くという態度をとってはいけないことが説かれている「郭1997」。ここにあらわれた葬儀運営組織の像と、現在の殯儀館に立ち現われるサービスの消費者とその調整役としての治喪委員会とは、異質であることがみてとれる。文化大革命時期以降、二度目の葬儀改革の停滞をみせる今日、葬儀研究者たちは、この変化の理由を、「以人為本」(二〇〇三年)におこなわれた第一六期三中全会の決定に採用さ

#### 資料4 現在の追悼会上の演出設備



現在の殯儀館「礼庁」(ホール)では、手書きの輓聯に代わって電子掲示板が、レコードに代わって電子ステレオシステムが供えられ、パソコンを駆使した、遺族の要望に応える葬儀を目指している。

(地方殯儀館にて、2013年8月筆者撮影)

れたスローガンのひとつ) 的科学發展觀念が一部の指導者や群衆に誤って理解され、自己本位の行為がみられ、それが容認されつつあることに求めている(以上、孫・王・董[2013])。このように、改革開放以後、単位による顕彰とその受動者であった遺族から、葬儀サービスの消費者としての位置づけられる遺族へとバランスが徐々に傾きつつある。

上述の変化は、政府による道德教育の推進と切り離すことができないが、葬儀研究者の間でも、従来の火葬率上昇を基準とした葬儀改革に異議を唱え、「政府の提唱する殯葬改革は、かつての葬儀習俗を廃止したが、社会の発展とともに必要な新しい葬儀習俗を打ち立てていない」とし、新たな葬儀様式を樹立する必要が提示されている(孫・王・董[2013]など)。そこで想定されている新式葬儀のなかには、「天命」を意識し、家族を主体とする祭祀、「死してなお生けるがごとく」という、かつて否定された伝統的生命への畏敬観による葬儀すら提示されている[江2012]。

急激な社会変化を受けて、殯儀館側も、遺族のニーズと、近年の道德教育を重視する政府の方向性と迎合する形で、その立ち位置を調整している。殯儀館は、死に方向性を与え「死の物語」へと編成してゆく饒舌な空間であるが、先述の歴代烈士の紹介と並んで、新たに「二十四孝」のレリーフを配置する場所もみられるようになった。加えて、葬儀の機能を紹介する場では、「親の喪に礼をつくし

先人の恩を忘れないことで、人々の情が厚くなる」といった類の説明の揭示が頻出するが、ここで用いられる「慎終追遠、民徳帰厚矣」が、論語の祭祀に関わる曾氏の言葉を踏まえたものであることはいうまでもない。追悼会、遺体告別式の誕生が儒教という「聖なる天蓋」からの脱却をめざすなかで胎動し、葬儀改革の全国的普及が「批林批孔」時期とも重なっていたことを想起すれば、これは新式葬儀の形態を保持しつつも新たな意味づけの時期へと進んだことを示しているといっても過言ではない<sup>10)</sup>。

現在の追悼会、遺体告別儀式をめぐる現象は、近代中国社会が求めた、国家あるいは党と直接に向き合う、自律する個人としての「人民」への想像力が薄らぐなかで再び台頭してきた、以前とは異なる形で編成された家族主義であったということができるかもしれない。

### まとめにかえて

本稿では、追悼会あるいは遺体告別儀式という新たな儀礼が誕生し、様々な社会関係の影響のなかで体系化され、中国を代表する葬儀形式となる過程をまとめ、その儀式のもつ歴史性ゆえに近年の急激な変化のなかで多様化する状況を考察した。その際に、バーガーの提示した「聖なる天蓋」概念を手掛かりとすることで、新式儀礼の誕生から普



及、そして現状について、脱宗教化の過程としてのみ描写する先行研究の視点とは異なる見解を提示した。すなわち、脱宗教化が進み、かつての「聖なる天蓋」が崩壊して誕生した新式葬儀は、革命同志によるコミュニティにより洗練され、社会主義という新たな「聖なる天蓋」のもとで多くの人々に普及した、と分析した。その結果、服装、黙祷による哀悼の表現、演説や生前の略歴など言葉による故人の顕彰といった民国期に発生した要素を紡ぎ合わせつつ、社会主義的な秩序づけのなかで確立した新式葬儀を浸透させ、現代中国を代表する葬儀の地位にまで押し上げることに成功した新中国の葬儀改革の成果を確認した。第二節では、現代中国の葬儀が、この新式葬儀のもつ一律性からのみでは理解できない、多様化や個性化を展開している現象の原因を、辺区政府時期から改革開放以前の時期までの強固な「聖なる天蓋」の動揺にあるとみなし、具体的には「単位」社会の弱体化と「人民」への想像力の変化から検討した。現在では、中国を代表する新式葬儀としての追悼会、遺体告別儀式は、その式次第を体幹として維持しながら、多様化、個人化を促す方向へのサービスが付加されていた。そして、式次第には大きな変更がないながらも、そこで志向される価値、すなわち個人への敬意の表現は、新式葬儀完成時には隅へと追いやられた家族的紐帯へと向かっていると結論した。

最後に、冒頭で触れたワトソンが提示した問題、すなわち、中国を一貫した文化として保つことを助けた儀礼構造が崩れ、進出の儀礼にとつて代わったことを受けて、新しい儀礼の一式が空白を埋めるために出現するか否かという問いに、本稿なりに答えるとするれば以下のようなだろう。近現代中国で編み出された新式葬儀が、農村部の葬儀や過去、国外の葬儀の要素を取り入れ、部分的に改変されることはあっても、近い将来において、近現代中国が形成してきたような、葬儀についての新たな一式の儀礼体系が創造される可能性は低いと思われる。ただし、本稿で考察したように、儀礼の所作や式次第が常に儀礼の創造および普及が図られた時期と同一の価値や社会秩序としての意味づけを保証するものではなく、その演出、享受される意味を検討するためには、葬儀を超えたより大きな文脈での考察が必要であろう。

## 注

〈1〉 中国における火葬の導入と火葬従事者の活動については、技術・身体・物質文化の点からすでに検討した「田村 2014 (予定)」。近年では、各地の葬儀改革のなかで、地方政府が火葬を進めることを重視し、喪俗改革を見逃し、単純に火葬率のみを追求する傾向が批判的に指摘されている(范・温 [2002] なか)。

〈2〉ただし、本稿の目的は、死の社会的文脈を伝統社会／近代社会／レイトモダン／ポストモダンといった社会類型と対照する形で考察するものではない。[Water 1996, 1999]。それは、ウェラー自身がこれらの考察を西欧社会の分析であることを明示していること、バーガー、ウェラーの議論を整理した澤井の指摘するように、この類型が議論のためのひとつの出発点として考えるべきものであることも理由だが、近現代中国においては、本稿で明らかにするように、こうした類型的把握からのズレが大きいことも指摘しよう。[澤井 2005]。

〈3〉ホワイトの指摘にあるように、中華人民共和国建国以降、その政策的な理由によって、都市部と農村部の葬儀は大きく様相を異にしている[ホワイト 1994]。本稿では、都市部の葬儀に考察の対象を限定することを断っておく。

〈4〉本稿の取り上げる、親族友人への通知、死亡証明書取得、訃報の掲載、追悼会の開催、火葬などから成る、非常に簡単に宗教的要素を極力排除した葬儀は、中国ではしばしば、「伝統葬礼」に対して、「現代葬礼」と呼ぶこともある[白 2003]。ただし、本稿では、清末以降の変化を視野に収める必要から、新式葬儀の言葉をもってこれを表記する。

〈5〉ただし、当時の殯儀館の多くは、離別儀礼を開催するためのホールであり、火葬施設を備えたものはほとんどなく、火葬そのものも中国に寄留する外国人を対象とした特殊な遺体処理方法であった。

よって、追悼会が葬儀そのものに代わったわけではなく、「入殮」（棺の密封納棺儀礼）や「出殯」（野辺送り）が重要な意味をもっていた。「出殯」が衰退するのは、殯儀館が火葬場と一体化してゆく時期、すなわち、大都市では一九五〇年代から、多くの地方都市では一九七〇年代以降を待つこととなる[薛 2000]。

〈6〉「哀楽」は、葬儀の主要な場面で流される、ゆったりとした低音を主体とした音楽を指すが、現在の追悼会では、シヨパンの「葬送行進曲」と、中国オリジナルの「哀楽」とが一般的である。中国の「哀楽」の作曲については諸説あり、代表的なものとしては、人民解放軍音楽隊長で、中国を代表する革命的音楽家である羅浪（中国人民解放軍行進曲「東方紅」などの作曲で知られる）とする説や、辺区政府時代に陝北にいた人民芸術家の馬可（「南泥湾」の作曲や革命オペラ「白毛女」創作などで知られる）が劉志丹の追悼会に合わせて民間音楽をベースに作曲したという説があるが、いずれにせよ、現在の追悼会において、シヨパンに代表される西欧と、辺区政府に代表される中国共産党が並列する状況は、葬儀改革の形成背景を反映しており、興味深い事例といえる。

〈7〉基本的に都市と農村の葬儀は、今日に至るまで断絶しているが、たとえば、文化大革命の一時期、農村でも追悼会形式の葬儀が試みられた事例が記憶されている。ただし、普及に至らない一つの原因である、農村部で暮らすすべての人々を様々な言葉で顕彰することは難しいと基層幹

部に考えられたことは、本文で考察するように、新式葬儀のもつ特徴、すなわち、一定の基準による顕彰を明らかにしている。

〈8〉「遺体の瞻仰告别」とは、文字どおり最後の別れとして遺体を一周し、仰ぎ見る所作を指す。この所作をおこなうために、中国では「水晶棺」と呼ばれる透明な棺が新式葬儀で用いられる。なお、瞻仰告别は、旧慣に基づく葬儀の「入殮」前におこなわれる所作を引き継いでいると思われる。

〈9〉郭の紹介するように、「中共中央の規定に基づき、死者が党や国家指導者および国内外に大きな影響を与えたものである場合を除き、一般には治喪委員会を形成しない」ことになっているが、同書「治喪」の説明では、「従業員あるいは離職人員は、友人や所属「単位」が具体的な状況に基づいて臨時の治喪小組、治喪辦公室あるいは治喪委員会と共同で進める」とあるように、この距離化は成功しているとは言えない【郭編2002】。その傍証としては、政府が繰り返し、政府要人以外への治喪委員会形成をやめるよう通知を出していることが挙げられる。

注意すべきは、葬儀としての追悼会は簡易化しつつも、そこで本文で記したように、式のレベルや代表者の派遣・人数・送り届ける物品をめぐる展開される微細な政治は、大きな影響力をもつものとして慎重に展開されている点である。この意味で、かつてワトソンの指摘した、社会関係を創出し、変化させ、再認識し、否定する場としての葬

儀は、連続しているということができる【ワトソン1994】。

〈10〉Watsonの指摘にあるように、これらの正統な手続きで離別儀礼をおこなわれることのない人々の死の位置づけは、常に周縁的であると同時に危険でもある【Watson 1994】。ホワイトは、その代表例として、好ましくない階層の出身者、犯罪者、政争の渦中にある人物を挙げている【ホワイト1994】。正しき人のあり方を表象する「人民」概念は、そうでない者を設定することで立ち現われる。この「人民」とそうでない者の関係、あるいは「国民」概念とのズレを考察することは非常に重要な意味をもつが、時期による複雑な揺らぎをともなっていることから、稿を改めるものとする。

〈11〉こうした近年の中国の葬儀における状況を、より大きな文脈での議論へと展開することも可能であろう。たとえば、死と死別をめぐる社会学的考察を整理した澤井は、ウォルターやパウマンの議論を紹介し、流動化するポストモダン社会にあつては、故人の選択の自由や、私的経験の多様性の肯定へ向かう傾向を指摘し、それ以前の、入念に管理された死との差異を明らかにしている【澤井2005】。また、同様に、ギデンスのいう再帰性を援用することで、自己のあり方をモニタリングしながら微調整する傾向が、死というすでに自己決定を超越した領域にまで延長し、自分らしさの演出のために死別の場面を作り出そうとする現象として論じることも可能かもしれない。しかし、本稿では、現代中国におけるこうした状況が萌芽的なものである

ことを踏まえ、より中国的文脈のなかで検討を進めるものとする。

〈12〉前述の Leuner によれば、革命的熱気の最も高揚した文化大革命中には「孝」観念も封建地主階級の基本的な道徳観念として批判にさらされたが、一九八〇年代中葉には、はやくも一部の政治的地位のある人物や学者から文明的礼儀、社会道徳、愛国主義を支える観念として、儒教的礼教と今日の社会道徳を結びつける動きもみられた、という「羅2001」。これに従えば、儒教的徳目の体系を解体し、現時点での有益性に基づきパッチワークすることで社会秩序を再構築する方向は、早くから進んでおり、それが顕在化してきた状況が現在の葬儀の現場であると考えられることもできる。

## 引用文献

- 延安解放日報社 1941 『解放日報』一九四一年八月一五  
郭存亮 1992 『白事博覧』中国社会科学出版社  
郭民利編 2002 『難忘的日子——回顧中国九十年代殯葬改革』華夏文化出版有限公司  
岳慶平 1994 『中国民国習俗史』人民出版社  
關玉香 2010 『北泉儀礼及其成果——《中華民國礼制》』『南華大学学报（社会科学版）』第一期  
戴昌洪 1998 『民国時期喪葬礼俗的改革與演變』『近代史研究』第五期、中国社会科学院近代史研究所

戴昌洪 2002 「二〇世紀三〇年代国民政府風俗調查與改良活動述論」『華中師範大学学报（人文社会科学版）』華中師範大學

胡適 1919 「我對於喪礼的改革」『新青年』六卷六号

江文君 2012 「祖先・家族・葬文化」上海濱海古園葬文化研究所編『濱海論叢』上海濱海古園葬文化研究所

澤井敦 2005 『死と死別の社会学——社会学理論からの接近』青弓社

徐珂 1917 『清稗類鈔』商務印書館

石大訓・来建礎 2004 『葬式概論』殯葬学科叢書、中国社会科学出版社

薛理勇 2000 「上海喪儀的變遷」施福康主編『上海社会大觀』上海書店出版社、一五九—一六四頁

孫樹仁・王丹・董希玲 2013 「当代社会生死觀研究報告——基於殯葬改革“回潮”及周口平墳與情嘩然的反省」民政部一零一研究所（李伯森主編、肖成竜副主編）『中国殯葬事業發展報告（二〇一二—二〇一三）』社会科学文献出版社

鄭曉江・徐春林・陳士良 2012 『中国殯葬文化』上海文化出版社

武田昌雄 1989(1935) 『滿漢礼俗』（影印本）、上海文芸出版社（初出は金鳳堂書店）

仲富蘭 2012 「試論喪葬文化資源的保護與利用」上海濱海古園葬文化研究所編『濱海論叢』上海濱海古園葬文化研究所

白国琴主編 2003 『從旧婚喪嫁娶到新礼儀風俗』四川人民

出版社

范兆岐・温錫華 (中国殯葬協会) 2002 (2004) 「中国殯葬改革的歴史和經驗調研報告」 范兆岐編『中国現代殯葬研究』中国社会科学出版社

M・ホワイト 1994 「中華人民共和国における死」 シェインムズ・ワトソン、エヴリン・ロウスキ編『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社 (White, M. 1988 "Death in the People's Republic of China," *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, ed. by James Watson and Evelyn Rawski, California University Press.)

万建中・李少兵 2008 『中国民俗史 民国卷』人民出版社  
村上興匡 2001 「中江兆民の死と葬儀——最初の「告別式」と生の最終表現としての葬儀」『東京大学宗教学年報』一九号

楊根来・張国運・程新明 2001 『殯葬管理教程』中国三峡出版社

吉澤誠一郎 2003 『愛国主義の創成——ナシヨナリズムから近代中国をみる』岩波書店

羅梅君 (Mechthild Leutner) 2001 『北京的生育婚姻和喪儀——十九世紀至当代的民間文化和上層文化』周祖生監訳、王燕生・楊立・胡春春訳、中華書局出版

陸章瀛 2002 「關於「簡辦喪事」到「文明辦喪」的思考」『上海國際殯葬服務學術研討會論文集』上海殯葬文化研究所  
J・ワトソン 1994 「中国の葬儀の構造——基本の型・儀式の手順・実施の優位」シエイムズ・ワトソン、エヴリ

ン・ロウスキ編『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社 (Watson, J. 1988 "The Structure of Chinese Funeral Rites: Elementary Forms, Ritual Sequence, and The Primacy of Performance," *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, ed. by James Watson and Evelyn Rawski, California University Press.)

R・ワトソン 1994 「死者を記憶にとどめること——東南中国の墓と政治」シエイムズ・ワトソン、エヴリン・ロウスキ編『中国の死の儀礼』西脇常記ほか訳、平凡社 (Watson, R. 1988 "Remembering the Dead: Graves and Politics in Southeastern China," *Death Ritual in Late Imperial and Modern China*, ed. by James Watson and Evelyn Rawski, California University Press.)

Jankowiak, William 1993 *Sex, Death, and Hierarchy in a Chinese City: An Anthropological Account*. Columbia University Press.

Walter, Tony 1996 *The Eclipse of Eternity*. Macmillan Press.

Walter, Tony 1999 *On Bereavement: The Culture of Grief*. Open University Press.

Watson, Rubie 1994 "Making Secret Histories: Memory and Mourning in Post-Mao China," *Memory, History, and Opposition under State Socialism*, ed. by Rubie S. Watson, School of American Research Press.

Whyte, M and W. Parish 1984 *Urban Life in Contemporary China*. Chicago: University of Chicago Press.